

2. 国、県などの情報化動向

2.1 国の情報化動向

2.1.1 国における情報化戦略

(1) 国家戦略の推進

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成 13 年 1 月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成 12 年法律第 144 号）を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）を設置しました。

その後、「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家になること」を目指した「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月）、「『IT 利活用により、元気・安心・感動・便利』社会を目指す」こととした「e-Japan 戦略 II」（平成 15 年 7 月）をはじめ、随時、戦略や重点計画等を策定しています。

さらに、平成 22 年 5 月には、新たな国民主権の社会を確立することを目的に、

- [1] 国民本位の電子行政の実現
- [2] 地域の絆の再生
- [3] 新市場の創出と国際展開

を重点戦略（3 本柱）として、「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。

図 2-1-1-1 新たな情報通信技術戦略 総務省 平成 22 年版 情報通信白書から

<p>◆基本認識</p> <ul style="list-style-type: none">○政府・提供者が主導する社会から国民が主導する社会への転換には、徹底的な情報公開による透明性の向上が必要であり、情報通信技術が果たす役割は大○国民が主導する社会では、市民レベルでの知識・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」への転換が実現し、国民の暮らしの質を飛躍的に向上○今回の戦略は、過去の戦略の延長線上にはなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略（3 本柱）に絞り込んだ、我が国の持続的成長を支えるもの○戦略の実施に当たっては、これまで効果を上げていない原因を徹底的に追求し、関係府省間、自治体等との連携等を進め、国を挙げて強力で推進
<p>◆重点戦略（3 本柱）</p> <ul style="list-style-type: none">① 「国民主権」の観点から、政府内で情報通信技術革命を徹底し、国民本位の電子行政を実現② 情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生③ 新市場の創出と国際展開

(2) 新たな成長戦略ビジョン(原口ビジョンの推進)

平成 21 年 12 月 22 日、原口総務大臣は、地域主権型社会への転換を目指す『緑の分権改革』推進プラン」と、ICT の利活用による持続的経済成長の実現を目指す「ICT 維新ビジョン」の二つを、原口ビジョンとして発表しました。このうち「ICT 維新ビジョン」においては、

- [1] 地域の絆の再生
- [2] 暮らしを守る雇用の創出
- [3] 世界をリードする環境負荷軽減

を、2050 年を見据えた達成目標としています。具体的には ICT の徹底利活用により、すべての世帯（100%）でブロードバンドサービスを利用すること等を目指し、フューチャースクールによる協働型教育改革、電子行政による行政刷新等を推進することとしています。

さらに、平成 22 年 5 月、ICT 維新ビジョンを具体化した「ICT 維新ビジョン 2.0」を発表しました。

同ビジョンの中では、

- [1] 知識情報社会を支える基盤の構築
2015 年頃を目途に「光の道」100%（全世帯がブロードバンドサービスを利用）を実現
- [2] 日本の総合力の発揮
「日本×ICT」戦略により、今後 10 年間（2011～20 年）の年平均潜在成長率約 2.6%を実現
- [3] 地球的課題の解決に向けた国際貢献
ICT パワーにより、2020 年に CO2 排出量の 10%（90 年比）以上の削減を実現

することを目標としています。

図 2-1-1-2 ICT 維新ビジョン 総務省 平成 22 年版 情報通信白書から



(3) グローバル時代におけるICT政策におけるタスクフォース

少子高齢化の急速な進展による経済成長への影響等が懸念される中、グローバルな視点から、競争政策を環境変化に対応したものに見直すとともに、ICTの利活用により、我が国及び諸外国が直面する経済的・社会的課題等の解決に貢献するため、総務省は、平成21年10月、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を発足させ、新たなICT政策について検討しています。同タスクフォースの部会において、平成22年5月に、「光の道」構想実現に向けた基本的方向性等の取りまとめを行いました。

図2-1-1-3 グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
総務省 平成22年版 情報通信白書から



(4) 今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム

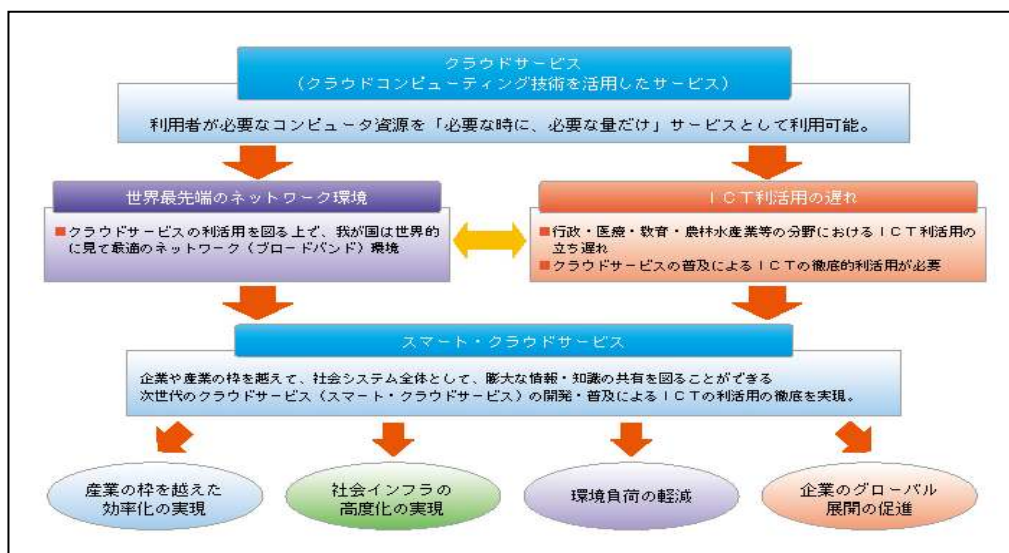
民主主義の基礎となるインフラであるICT分野において、「言論の自由を守る砦」をはじめとする国民の権利保障等の在り方について幅広い観点から検討することを目的として、平成21年12月から、総務省において、「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」を開催しています。

(5) スマート・クラウド研究会

クラウドネットワーク技術の発達により、情報通信システムやその利活用分野において、従来とは異なるICTの利活用が可能となる一方、クラウド技術の相互運用性の確保、適切な情報流通の確保の在り方、国際的なルール等の在り方など様々な課題も指摘されています。

そこで、総務省では、クラウド技術の発達を踏まえた様々な課題について包括的に検討するとともに、次世代のクラウド技術の方向性を明らかにすることとして、平成 21 年 6 月から「スマート・クラウド研究会」を開催し、同 22 年 5 月に最終報告書を取りまとめ、公表しました。最終報告書では、クラウドサービスの普及を契機として、我が国における ICT の徹底的な利活用を進め、国民生活の質の向上、新たな経済成長の実現、国際競争力の強化等を実現することが重要な政策課題であるとしています。こうした観点から、クラウドサービスの利活用の促進、次世代クラウド技術の研究開発や標準化の推進、国際的なコンセンサスの醸成やグローバル連携を推進するための戦略として、「スマート・クラウド戦略」を提言しています。

図 2-1-1-4 スマートクラウド戦略 総務省 平成 22 年版 情報通信白書から



(6) 脳と ICT に関する懇談会

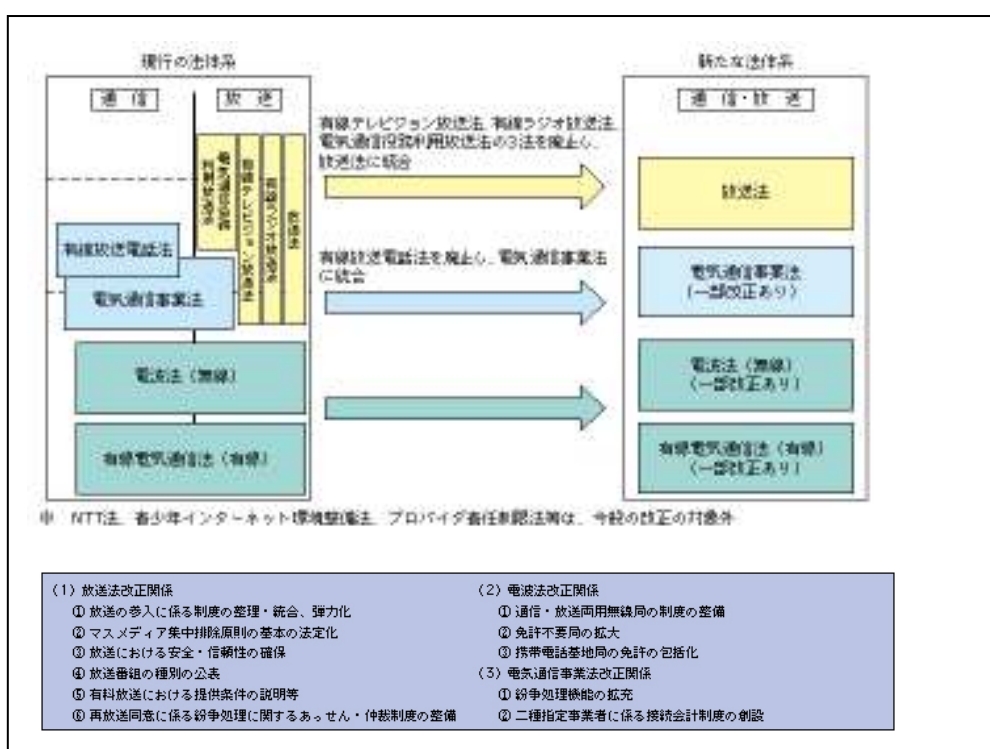
脳科学と ICT を融合した脳情報通信技術は、チャレンジド(障がい者)や高齢者の支援への適用や、超低消費エネルギーで不測の事態にも柔軟に対応できる ICT ネットワークの実現に寄与するものと期待されています。このため、総務省では、平成 22 年 4 月から「脳と ICT に関する懇談会」を開催し、取り組むべき課題や推進方策等を検討しています。今後、平成 22 年 7 月を目途に中間とりまとめを行い、同年度末には最終報告を取りまとめ公表する予定であります。

(7) 通信・放送分野の新たな法体系

近年、インターネット網のブロードバンド化、放送インフラのデジタル化等に伴い、通信と放送の垣根を越えたサービスが登場するなど、通信・放送分野を取り巻く環境は急速に進展しています。

そこで、総務省では、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、通信・放送の法体系の見直しを60年ぶりに行い、第174回国会に「放送法等の一部を改正する法律案」を提出しています。

図 2-1-1-5 通信・放送分野の新たな法体系 総務省 平成 22 年版 情報通信白書から

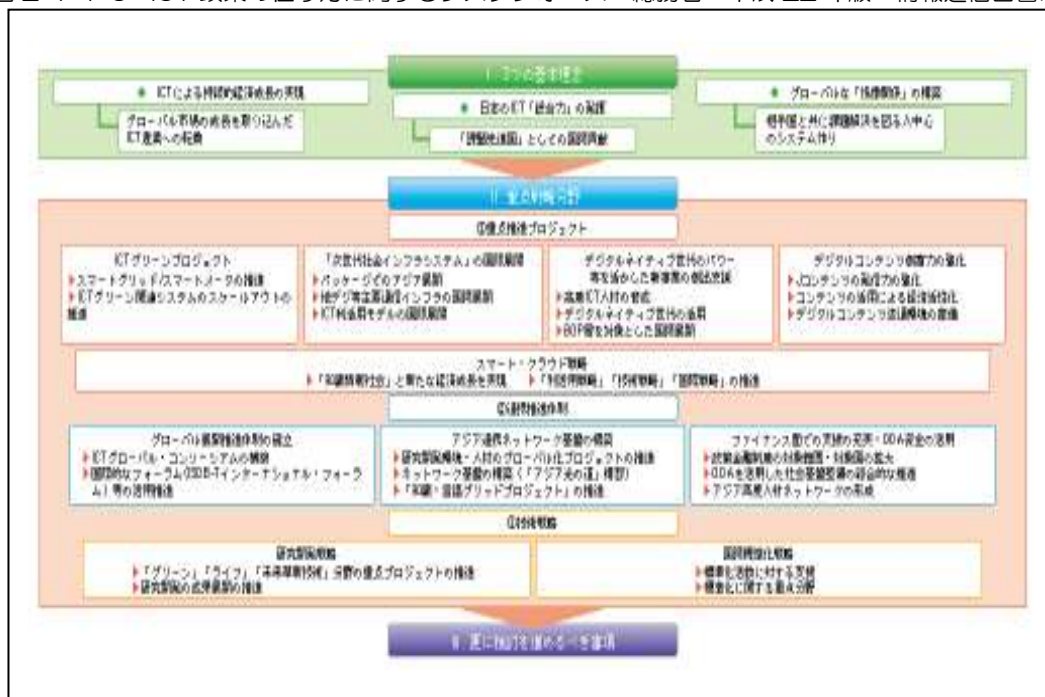


(8) 国際協商力の強化と国際展開の支援

情報通信産業は、名目国内生産額の約1割を占める最大規模の産業であるとともに、我が国の実質GDP成長に対する寄与率が極めて高く、今後の経済成長を支える戦略的産業と位置付けることができます。ICTによる持続的な経済成長を実現するためには、情報通信産業の国際競争力を強化し、中国やインド等の新興国市場をはじめとするグローバル市場の成長を取り込むことが重要であります。しかし、ネットワーク関連機器等のグローバル市場における我が国のシェアは必ずしも高いとはいえ、海外への積極的な事業展開、国際標準化活動の推進、人材育成等、国際競争力強化のために解決すべき課題が山積しています。

総務省では、「ICT 政策の在り方に関するタスクフォース・国際競争力強化検討部会」において、コンテンツ事業者、メーカー等を含む幅広い ICT 関連企業によるオールジャパン体制でのグローバル展開を促進する方策について検討を行い、平成 22 年 5 月に中間取りまとめを行った。中間取りまとめでは、早急を実施すべき具体策として、「重点推進プロジェクト」、「連携推進体制」、「技術戦略」について各種施策を実施すべきとしています。

図 2-1-1-6 ICT 政策の在り方に関するタスクフォース 総務省 平成 22 年版 情報通信白書から



(9) 「ユビキタス特区」事業の推進

「ユビキタス特区」は、我が国が国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界の需要にこたえうる ICT サービスの開発・実証プロジェクトを「ユビキタス特区」地域を中心に集中的に実施することにより、我が国 ICT 産業の国際競争力を強化することを目的として、平成 20 年 1 月に創設され、22 年度末までを実施期限とするプロジェクトであります。

平成 19 年度当初の募集要件である「ICT 産業の国際競争力強化」に加え、同 20 年度には「都市の国際競争力強化」や「地域再生・産業創造」について新たに提案募集を行い、平成 22 年 3 月現在、82 市区町村において 68 事業を推進しています。

(10) ICT先進事業国際展開プロジェクト推進

総務省は、平成 21 年度より、ICT 重点 3 分野の国際展開活動を加速化するとともに、我が国の高度な ICT インフラを活用した新規分野における国際展開を戦略的に進めるために、以下の 3 つの事業からなる「ICT 先進事業国際展開プロジェクト」を実施しています。

- [1] ICT 重点 3 分野における途上国向けモデル事業 (ユビキタス・アライアンス・プロジェクト)
- [2] ICT 先進実証実験事業
- [3] ICT 利活用ルール整備促進事業 (サイバー特区)

平成 21 年度においては、重点 3 分野における途上国向けモデル事業 (ユビキタス・アライアンス・プロジェクト) として、地上デジタル放送の日本方式 (ISDB-T 方式) を活用した地上波デジタルテレビ放送システムに関するモデル事業など 15 件、ICT 先進実証実験事業として次世代デジタルサイネージモデルの確立など 5 件、ICT 利活用ルール整備促進事業 (サイバー特区) として雑誌コンテンツのデジタル配信プラットフォームの整備など 11 件を実施しました。

(11) ICT産業の国際競争力の強化

総務省では、ICT 産業の国際競争力を強化することとして、様々な取組を実施しています。

- [1] ICT 産業の国際展開の支援
- [2] データセンターの活性化
- [3] 地域コンテンツの海外展開

(12) ICTによる生産性向上

ASP・SaaS の普及促進を図るため、総務省では、特定非営利活動法人 ASP・SaaS インダストリ・コンソーシアム (ASPIC:ASP・SaaS Industry Consortium) と共同で、平成 19 年 4 月に「ASP・SaaS 普及促進協議会」を設立しました。

(13) ICTベンチャーの創出・成長支援

我が国 ICT 産業が、グローバル競争の激化する中で更なる発展を遂げるために、イノベーションの担い手として期待されているのが、先進的・独創的な技術やビジネスモデルによりニュービジネスを創出する ICT ベンチャーであります。

政府は、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）において、「研究開発型ベンチャー等の企業活動の振興」として、包括的な研究開発型ベンチャー支援策の強化を図ること等を、また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月閣議決定）において、継続してベンチャー企業の創造を推進することをうたっているところであり、総務省としても、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材確保・育成、情報提供等の面について、以下のとおり ICT ベンチャーの創業・成長を促進するための支援を講じています。

また、創業後間もない ICT ベンチャーに対して、独立行政法人情報通信研究機構による債務保証、税制（エンジェル税制等）等の資金面での支援措置を講じています。

2.1.2 各種施策動向

- (1) 「光の道」100%の実現
 - (ア) 「光の道」整備推進事業
 - (イ) 「光の道」推進関連法制度の整備
 - (ウ) 「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の整備
- (2) 地上デジタル放送への確実な完全移行
 - (ア) アナログ放送終了（2011年7月）に向けた最終体制の整備等
 - (イ) 低所得世帯への地デジチューナー等の支援
 - (ウ) 地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
- (3) 「日本×ICT」戦略による3%成長の実現
 - (ア) フューチャースクール推進事業
 - (イ) 地域ICT利活用広域連携事業（NPO・地方公共団体等による地域ICT利活用事業
 - (ウ) 情報連携による添付書類削減等のための行政業務システム連携推進事業
 - (エ) 医療・健康情報活用基盤の構築、高齢者・チャレンジド・育児／介護従事者向けサービス開発等の推進
 - (オ) ホワイトスペース等の新たな電波の有効利用の促進
 - (カ) 電波利用ニーズの急速な拡大・多様化に対応した電波利用料制度の見直し（次期通常国会）

(キ) 安心・安全なネット環境の整備 (サイバーテロ対策に資する研究開発、児童ポルノサイトブロッキング技術実証等)

(ク) ICTの利活用を阻む規制・制度の見直し

(4) ICT産業の国際競争力の強化

(ア) グローバル展開を視野に入れた研究開発・標準化等の推進 (新世代通信網テストベッド (JGN-X) の構築、脳とICT、最先端光技術、ライフサポート型ロボット技術等に係る研究開発等)

(イ) ICT海外展開の推進

(ウ) デジタルコンテンツの発信・ネットワーク流通の促進

(エ) グローバルコンソーシアムの組成

(5) グリーンICTの推進

(ア) 最先端のグリーンクラウド基盤構築に向けた研究開発

(イ) ICTグリーンイノベーション推進事業 (新システムの開発)

(ウ) グリーンICT推進事業

2.2 鹿児島県の情報化動向

2.2.1 鹿児島県内の情報化現状

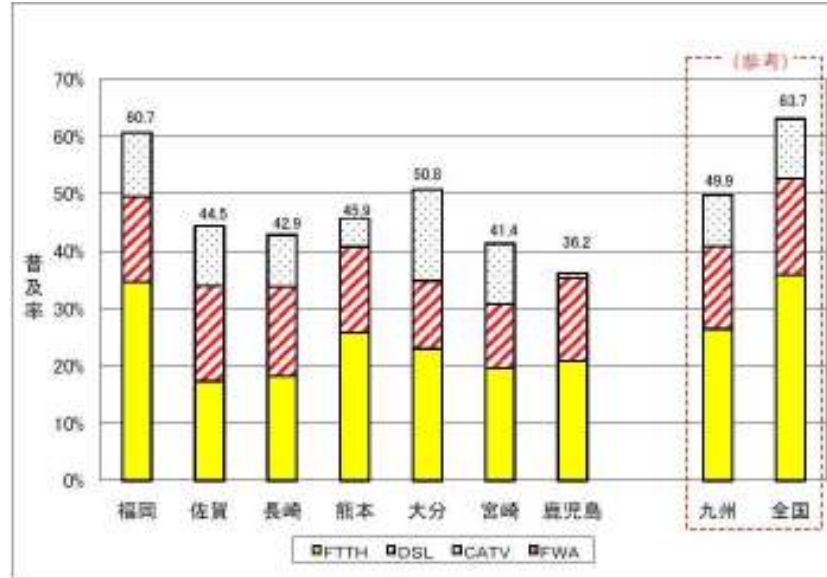
(1) ブロードバンド普及状況

平成22年9月末における鹿児島県のブロードバンド契約数はおよそ284千件であり世帯普及率は36.2%となっています。同じ時期の全国平均世帯普及率は63.7%、九州平均世帯普及率は49.9%であり、平均を大きく下回っています。また、世帯普及率は全国最下位となっています。

表 2-2-1-1 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況 <平成22年9月末現在>」から

	平成22年6月末		平成22年9月末			
	契約数	世帯普及率	契約数	前四半期差	前四半期比	世帯普及率
九州	2,771,681	49.3%	2,805,527	33,846	1.2%	49.9%
福岡県	1,307,458	60.1%	1,320,148	12,690	1.0%	60.7%
佐賀県	135,462	43.7%	137,686	2,224	1.6%	44.5%
長崎県	260,111	42.5%	262,562	2,451	0.9%	42.9%
熊本県	326,679	44.8%	335,074	8,395	2.6%	45.9%
大分県	255,745	50.3%	258,130	2,385	0.9%	50.8%
宮崎県	205,325	41.0%	207,485	2,160	1.1%	41.4%
鹿児島県	280,901	35.7%	284,442	3,541	1.3%	36.2%
全国	33,549,276	62.9%	34,017,429	468,153	1.4%	63.7%

グラフ 2-2-1-1 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から



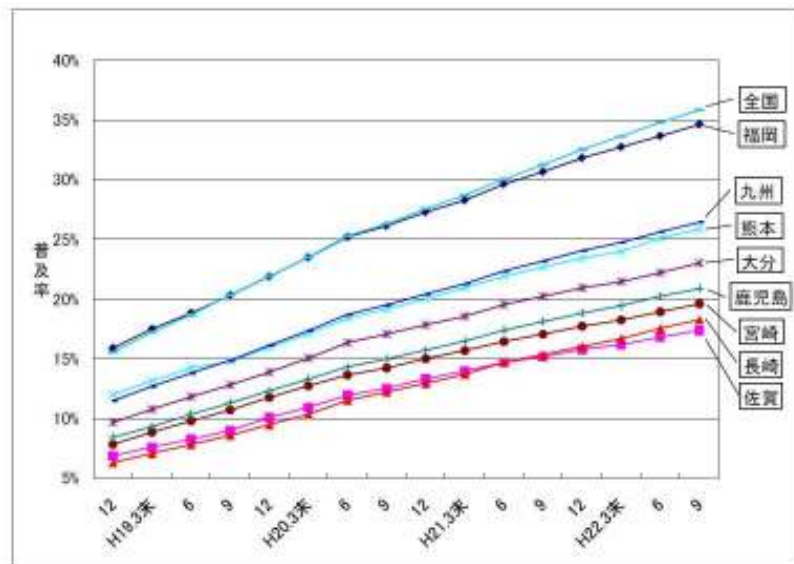
(2) FTTH普及状況

平成 22 年 9 月末における鹿児島県の FTTH 契約数はおよそ 164 千件であり世帯普及率は 20.9% となっています。同じ時期の全国平均世帯普及率は 35.8%、九州平均世帯普及率は 26.4% であり、平均を大きく下回っています。

表 2-2-1-2 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から

	平成22年6月末		平成22年9月末			
	契約数	世帯普及率	契約数	前四半期差	前四半期比	世帯普及率
九州	1,441,329	25.6%	1,486,510	45,181	3.1%	26.4%
福岡県	732,054	33.7%	753,063	21,009	2.9%	34.6%
佐賀県	52,078	16.8%	53,786	1,708	3.3%	17.4%
長崎県	107,252	17.5%	111,709	4,457	4.2%	18.3%
熊本県	183,135	25.1%	188,792	5,657	3.1%	25.9%
大分県	112,853	22.2%	116,961	4,108	3.6%	23.0%
宮崎県	94,834	18.9%	98,117	3,283	3.5%	19.6%
鹿児島県	159,123	20.2%	164,082	4,959	3.1%	20.9%
全国	18,568,672	34.8%	19,121,711	553,039	3.0%	35.8%

グラフ 2-2-1-2 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から



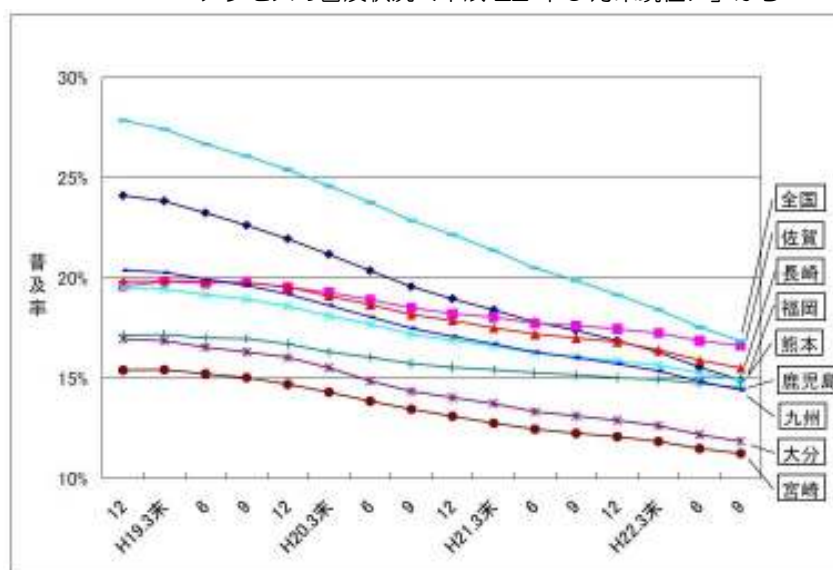
(3) ADSL 普及状況

平成 22 年 9 月末における鹿児島県の ADSL 契約数はおよそ 114 千件であり世帯普及率は 14.7%となっています。同じ時期の全国平均世帯普及率は 16.8%、九州平均世帯普及率は 14.4%であり、九州平均世帯普及率をわずかに上回っています。

表 2-2-1-3 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から

	平成22年6月末		平成22年9月末			
	契約数	世帯普及率	契約数	前四半期差	前四半期比	世帯普及率
九州	833,821	14.8%	809,699	-24,122	-2.9%	14.4%
福岡県	338,082	15.5%	324,109	-13,973	-4.1%	14.9%
佐賀県	52,219	16.9%	51,474	-745	-1.4%	16.6%
長崎県	97,098	15.9%	94,814	-2,284	-2.4%	15.5%
熊本県	111,196	15.2%	108,654	-2,542	-2.3%	14.9%
大分県	61,871	12.2%	60,227	-1,644	-2.7%	11.9%
宮崎県	57,500	11.5%	56,267	-1,233	-2.1%	11.2%
鹿児島県	115,855	14.7%	114,154	-1,701	-1.5%	14.5%
全国	9,361,054	17.5%	8,990,467	-370,587	-4.0%	16.8%

グラフ 2-2-1-3 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から



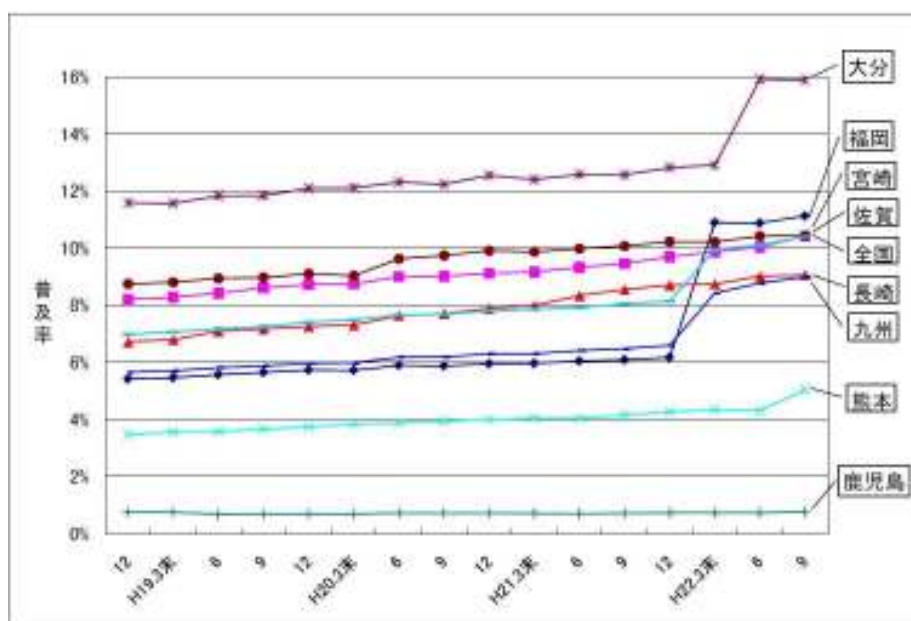
(4) CATV 普及状況

平成 22 年 9 月末における鹿児島県の CATV 契約数はおよそ 6 千件であり世帯普及率は 0.8%となっています。同じ時期の全国平均世帯普及率は 10.4%、九州平均世帯普及率は 9.0%であります。

表 2-2-1-4 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から

	平成22年6月末		平成22年9月末			
	契約数	世帯普及率	契約数	前四半期差	前四半期比	世帯普及率
九州	493,019	8.8%	505,240	12,221	2.5%	9.0%
福岡県	236,561	10.9%	241,933	5,372	2.3%	11.1%
佐賀県	31,081	10.0%	32,269	1,188	3.8%	10.4%
長崎県	55,108	9.0%	55,343	235	0.4%	9.1%
熊本県	31,490	4.3%	36,731	5,241	16.6%	5.0%
大分県	80,864	15.9%	80,709	-155	-0.2%	15.9%
宮崎県	52,161	10.4%	52,251	90	0.2%	10.4%
鹿児島県	5,754	0.7%	6,004	250	4.3%	0.8%
全国	5,391,342	10.1%	5,554,085	162,743	3.0%	10.4%

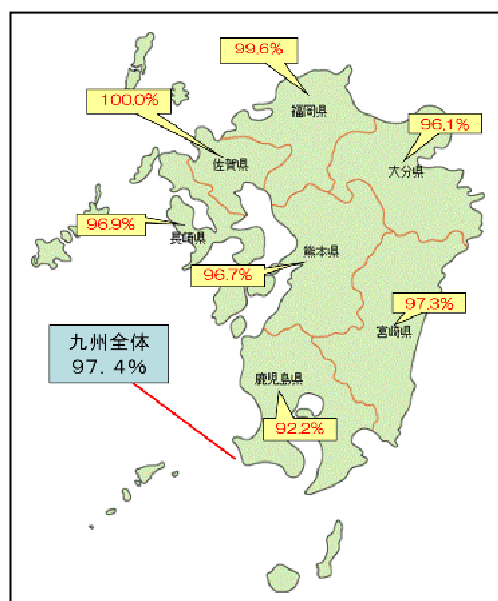
グラフ 2-2-1-4 総務省 九州総合通信局「九州におけるブロードバンド・アクセスの普及状況<平成 22 年 9 月末現在>」から



(5) エリアカバー率

平成 21 年 3 月末に時点で、総務省算出による鹿児島県のブロードバンドサービスエリアカバー率は 92.2%となっています。九州全体におけるブロードバンドサービスエリアカバー率は平で 97.4%となっています。

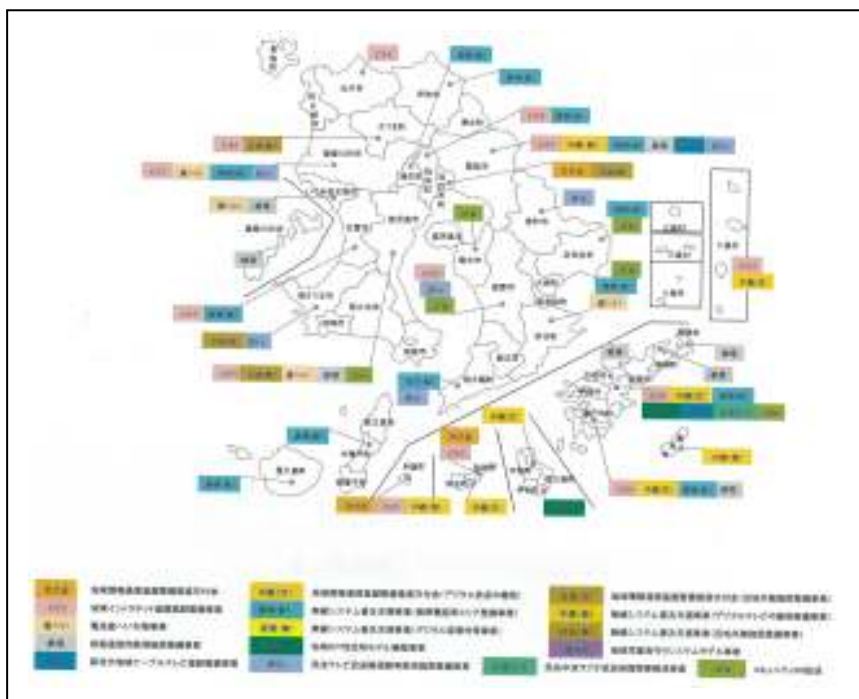
図 2-2-1-1 ブロードバンドサービスエリアカバー率



(6) 情報化マップ

鹿児島県では「ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業」による補助施策や、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等の国の補助制度を活用し、県内の情報化を図っています。

図 2-2-1-2 九州総合通信局 地域情報化マップ



2.2.2 鹿児島県地域情報化計画

(1) 鹿児島県が描く将来イメージ

県内の全ての地域で高速の情報通信基盤が整備されるとともに、情報リテラシーの向上により県民の誰もがユビキタスネット社会の快適性を享受し、ネットワーク上での交流を通じた新たなコミュニティの形成や価値の創出⁴などによって、いきいきとした生活を実現するとともに、情報通信基盤の整備に伴い、情報関連産業のみならず各種産業の立地が進み、また、SOHOや在宅勤務、U・Iターンが増加することによって活気あふれる地域が各地に誕生している。

(2) 鹿児島県の情報化に伴う現状と課題

ユビキタスネット社会の実現に向けた技術開発や人材育成は、情報機器・通信関連企業等においてめざましい進展を見せており、国においても、重点的な計画を設けて積極的な推進に取り組んでいます。

鹿児島県においては、地理的・地形的理由で整備費が高額となることや、過疎のために採算が見込めず、民間主導による基盤整備が進みにくい地域があり、その結果、高度情報化が進展する中で地域間デジタル・ディバイド（情報格差）が生じているため、その解消を図っていく必要があります。

また、情報リテラシーは、就業のためやネットワーク上の多彩なコンテンツやサービスを利用するために役立つ能力ですが、高齢者をはじめ十分に普及していない状況にあります。

コンピュータウイルスやネット犯罪の増加・悪質化や情報漏洩などの問題が発生しており、これらを防止するためのセキュリティ対策に加え、利用者自らも被害に遭わないための対応をとる必要があります。

近年ではあらゆる産業において高速情報通信基盤の存在を前提としたシステムとなっているため、その基盤のない地域では企業の規模拡大や新たな立地に支障が生じています。

(3) 鹿児島県の取り組みの方向性

(ア) 情報通信ネットワークのインフラ整備

ユビキタスネット社会の恩恵が実感できるよう、光ファイバはもちろん次世代の無線システムなど、進歩の著しい各種情報通信技術を活用して、高速情報通信基盤の整備・充実に取り組みます。

(イ) ICTを活用した多様なサービス提供の推進

本県の特色を生かした観光、特産品や農林水産業などの各種産業において、ネットワーク上での情報発信や電子商取引を促進するとともに、消費者がネットワークを通じて供給サイドと連携することによる新たな製品やサービスの開発を促進するなど、ユビキタスネット社会の進展への対応を推進します。

ICTを活用した教育の充実や健康管理、遠隔医療、福祉・介護などのサービスの提供、災害・事故等に関する情報の提供など、県民生活の安定や利便性の向上を図ります。

ICTを活用し、県民がいつでも、どこからでも、申請や届出などの行政上の手続きを行うことができ、それらに対して効率的、迅速な処理ができる電子自治体の実現に向けた環境整備を更に進めます。

(ウ) 情報リテラシー向上に対する支援

NPO等とも連携し、学校や地域、職業訓練の場などにおける情報リテラシー教育に取り組み、特に、高齢者、障害者等に対しては、操作しやすい機器等も活用して、情報リテラシーの普及・向上を図ります。

県民がコンピュータウィルスの被害やネット犯罪に巻き込まれないようにするため、安心・安全でマナーのある情報ネットワークの利用法の普及を図ります。

(エ) 高度なICT技術の導入による安全・快適な社会の実現

ネットワークを通じた行政手続や保健・医療・福祉サービス、電子商取引などを利用するための、パーソナルIDチップや非接触カードなどの様々な技術やシステムの導入・普及に取り組みます。

家電品をネットワークに組み込むことによる外出先からの操作や高齢者の安否確認、道路などに電子タグを設置してGPSや携帯端末と組み合わせることによる高齢者や子どもの外出時の見守りシステムや交通安全対策、災害危険箇所の監視、電子タグによる安心・安全な食品の流通管理など、高度なICT技術を活用して、安全で快適な生活ができる環境の形成を図ります。

図 2-2-1-3 かがしま将来ビジョン

